

第 75 回 「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

多治見地区推進委員会

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする運動です。

1. 行動目標・重点事項

- (1) 行動目標 ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心な地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えること
- (2) 重点事項 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会にするため、下記の 4 項目を重点事項とします。
- ① 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について広く周知し、理解を深めてもらうための取組
- ② 出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やす取組
- ③ 地方公共団体・関係機関との連携を強化しつつ、立ち直ろうとする人への支援のネットワークをつくる取組
- ④ 犯罪や非行が起こらないよう、青少年の健やかな成長を期する取組
- (3) 令和 7 年度 第 75 回社会を明るくする運動

「進む、希望とともに。」

犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。そして、その更生を実効あるものとするためには、本人の意欲と併せ、本人を取り巻く地域社会の理解と参加が不可欠です。

時間対効果を価値基準とする考えがあったり、目まぐるしく流転する時代において、足をとめて「想う人」・「想う時間」が大切であり必要である事を皆様にもご理解いただき、多様な背景を持つ人と人が緩やかに繋がりつつ共に支え合う包摂的な地域社会を実現できるよう、

関係機関・団体が連帯を強め、より地域に根ざした、誰もが参加できる活動を展開することにより、互いに支え合い、安全で安心して暮らせる明るい地域づくりへの理解と協力を求めるものです。

2. 主 唱 法 務 省

3. 組 織

この運動を推進するため、「社会を明るくする運動」（多治見市を区域とする）推進委員会を置きます。推進委員会を構成する機関、団体はそれぞれの関係組織がこの運動に積極的に参加するよう配意します。

この委員会の事務を処理するため事務局を置きます。

4. 構 成

委 員 長	多 治 見 市 長
副委員長	多 治 見 警 察 署 長・多治見市区長会長
委 員	多治見市各区長・関係機関団体長他
事 務 局	多治見保護区保護司会（多治見更生保護サポートセンター）

5. 運動の方法

この運動の目的が達成されるように関係機関、団体の積極的かつ具体的な参加協力を得られるように努め、次の行事計画に基づき各地域の実情に応じた効果的な方法をもって運動を展開するものとします。

6. 強調月間

全国一斉に7月を強調月間とします。また、再犯防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨も踏まえて推進します。

第 7 5 回「社会を明るくする運動」行事実施計画

日 時	内 容	備 考
啓 発 宣 伝		
6 月下旬 ～ 7 月	官公署、団体、報道機関等へ運動の趣旨を P R メディアを使って運動の趣旨を広報	多治見市の広報紙などに掲載 新聞チラシ等
広 報 活 動		
6 月下旬	① 社明ポスター 130 枚	多治見市内の要所に掲示
	② 市内全ての小中学校・高校へ啓発物を配布	保護司会
6 月 1 4 日 (土)	③ 「多治見市わたしの主張大会」 青少年まちづくり市民会議主催 社明賞の授与、啓発物品の配布	保護司会
7 月 6 日 (日) 9 時 30 分～	④ 駅北庁舎東玄関屋外広場にて 内閣総理大臣メッセージ伝達セ レモニー、社明のぼり旗の設置、 啓発物配布 (駅南北エスカレー ター前及び階段前の 4 か所)	推進委員 (各区長、各関係機 関団体、BBS 会、更生保護 女性会、保護司会)
	⑤ 推進委員等が広報車で市内を 巡回啓発	多治見市広報車
住 民 集 会		
6 月 1 4 日 (土)	「多治見市わたしの主張大会」に協賛、社明運動推進の趣旨徹底のため啓発物を配布	保護司会
7 月中旬	更生保護女性会は社明運動行事として、多治見市の全中学校を訪問し、会員の「手づくり押花しおり」を 3 年生全員に、また啓発物品を生徒全員に贈り、励ましの声をかけて子ど	保護司会、更生保護女性

区長にご協力
いただきたい
催事

令和 8 年 2 月 2 1 日 (土)	もの健全育成に努める。 まちづくり市民会議 市民大会 更生保護理解のための啓発物配布	
非行防止		
相 談 所 (通 年)	多治見更生保護サポートセンターに おいて、保護司の経験を通して相談 に応じる。	保護司会員
薬物乱用防止出前 講座	市内小中学校・高校に出向いての薬 物乱用防止講座を行い、併せて更生 保護や青少年の健全育成について伝 える。 地域からの要請があれば応える。	薬物乱用防止指導員

第 75 回「社会を明るくする運動」
多治見地区推進委員会委員長
多治見市長 高 木 貴 行
事務局長 多治見保護区保護司会
会 長 三宅 和世
社明運動担当 箕浦 浩久

事務局

多治見更生保護サポートセンター
多治見市豊岡町 1-65
電話・FAX : 51-1881
e-mail : sc-tajimi310@ob.aitai.ne.jp